

平成28年 第54回定例会
坂井地区広域連合議会会議録

平成28年7月27日 開 会
平成28年7月27日 閉 会

坂井地区広域連合議会

平成28年 第54回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（平成28年7月27日）

○ 議事日程	2
○ 出席議員	4
○ 欠席議員	4
○ 地方自治法第121条により出席した者	4
○ 事務局職員出席者	4
○ 開会の宣告	5
○ 広域連合長招集挨拶	5
○ 開議の宣告	6
○ 諸般の報告	7
○ 議席の一部変更について	7
○ 会議録署名議員の指名	7
○ 会期の決定	7
○ 副議長の選挙	7
○ 議長辞職の件	9
○ 議長の選挙	10
○ 議会運営委員会委員の選任	11
○ 議案第11号から議案第20号の一括上程、提案理由の説明	12
○ 一般質問（15番 畑野麻美子議員、14番 永井純一議員）	14
○ 議案第11号から議案第20号の質疑、討論、採決	28
○ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	33
○ 閉議の宣告	33
○ 広域連合長閉会挨拶	34
○ 閉会の宣告	34
○ 署名議員	35

1 第54回坂井地区広域連合議会定例会議事日程（第1号）

平成28年7月27日
午後2時50分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長招集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告

日程第 1 議席の一部変更について

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長の選挙

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

日程第 5 議会運営委員会委員の選任

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 一般質問

日程第 8 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて

（坂井地区広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 9 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて

（坂井地区広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第10 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて

（坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第11 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて

（坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第12 議案第15号 平成28年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第16号 平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第17号 平成28年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）

日程第 15 議案第 18 号 坂井地区広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第 16 議案第 19 号 坂井地区広域連合監査委員の選任について

日程第 17 議案第 20 号 坂井地区広域連合監査委員の選任について

追加日程第 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（17名）

1 番 仁 佐 一 三	2 番 後 藤 寿 和	3 番 川 端 精 治
4 番 平 野 時 夫	5 番 渡 辺 竜 彦	6 番 前 川 徹
7 番 毛 利 純 雄	8 番 戸 板 進	9 番 吉 川 貞 明
10 番 吉 田 太 一	11 番 佐 藤 寛 治	12 番 川 畑 孝 治
13 番 北 島 登	14 番 永 井 純 一	15 番 畑 野 麻 美 子
16 番 卯 目 ひろみ	17 番 田 中 千 賀 子	

3 欠席議員（1名）

18 番 杉 田 剛

4 地方自治法第121条により出席した者

広域連合長	橋 本 達 也	副広域連合長	坂 本 憲 男
事務局長	山 口 徹	事務局次長	萬 道 浩 子
総務課参事	長谷川 浩 幸		

5 事務局職員出席者

議会事務局参事	熊 谷 晃	議会事務局書記	五十嵐 真 紀
---------	-------	---------	---------

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長（北島 登） ただいまから、第54回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。
(午後2時50分)

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長（北島 登） 開会に当たり、広域連合長より招集のご挨拶がございます。
広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 第54回坂井地区広域連合議会定例会が開催されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

7月もあとわずかとなり、夏も本番といったところですが、議員各位には何かとご多忙中にもかかわらず本定例会にご参集いただき、厚くお礼を申し上げます。また、平素は当広域連合の運営に多大なご理解とご支援を賜っておりますこと、心より厚くお礼を申し上げます。

ところで、昨日未明に、神奈川県相模原市の知的障害者施設で、多数の入所者が殺傷される事件が発生しました。この事件は弱者を狙った卑劣な事案で、平成以降の殺人事件では最多の死亡者数を出し、戦後としても最悪の被害となってしまいました。とうとい命を失われた19人の方々に対して、心よりご冥福をお祈り申し上げます。当広域連合におきましても、社会的弱者である高齢者を抱える多くの介護施設を擁していることから、各施設に入所者の安全確保に努めるよう、注意を促してまいりたいと考えています。

さて、第6期介護保険事業計画のスタートから1年が経過したところですが、昨年度の介護保険給付費の執行率は計画値の約98.3%で、ほぼ計画どおりとなりました。今年度は事業計画の2年目として、ケアプランの適正化事業などを実施し、適切なサービス提供の推進を図ってまいりたいと考えております。また、来年度の第7期介護保険事業計画策定に向けて、さらに充実するための新たな施策を模索しながら事業運営に努めてまいりますので、よろしくごお願い申し上げます。

ご案内のとおり、本定例会は専決処分に関するもの4議案、補正予算に関するもの3議案、条例の廃止に関するもの1議案、監査委員の選任に関するもの2議案の計10議案の審議をお願いするものであります。議案の内容、提案の趣旨につきましては後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、各課の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。

環境関係でございますが、平成27年度さかいクリーンセンターでの受け入れ状況は、生し尿が2,600キログラム、浄化槽汚泥等が1万1,100キログラム、合計1万3,700キログラムで、前年同期と比較しますと約3.8%の減少となりました。

また、肥料につきましては、生産量が10万3,600キログラムで、前年同期と比較すると2

万1,500キログラム、約17.2%と大きく減少しましたが、市民の方へは2,528袋を配布いたしました。また、6月には地元4地区に出向き、クリーンセンターの運営状況を報告し、意見交換会を実施しましたが、特に苦情等はございませんでした。また、定期的に放流水等の水質分析を行い、処理状況を把握しながら環境保全に努めております。

次に、平成27年度代官山斎苑の利用状況ですが、あわら市で352件、坂井市三国町で267件、準管内で1件、管外10件の合計630件となっております。また、霊柩車の利用状況ですが、あわら市で330件、坂井市三国町で237件、準管内1件、管外5件の合計573件でございます。

代官山墓地の貸し付け状況につきましては、4平方メートル区画が9件、6平方メートル区画が3件の申し込みがあり、残りの区画数は118区画となっております。

次に、介護保険課所管について申し上げます。

まず、平成28年度の介護保険料の当初賦課状況について申し上げます。去る7月11日に、特別徴収分3万1,227人と普通徴収分2,195人の方々に本年度の納入通知書を発送させていただきました。本年度の調定額は、特別徴収が23億452万円、普通徴収が1億5,158万円、滞納繰越額が6,753万円の、合計25億2,363万円となっており、前年比で合計1億2,843万円の増となっております。

続いて、主な事業の状況について申し上げます。

まず、要介護認定事務について申し上げます。平成28年5月末における第1号被保険者のうち、要支援を含む要介護認定者は、昨年同期比で0.2%増の5,743人となっており、全高齢者の17.3%を占めております。

次に、保険給付の状況について申し上げます。現在、平成27年度分が確定しており、保険給付費の総額は約99億1,046万円と、前年度比で3.1%の増となっております。これは、第6期介護保険事業計画に対し98.3%の執行率となっております。このうち、居宅介護サービス費は36億7,328万円の前年比6.2%の増、地域密着型介護サービス費は19億59万円の前年比4.9%の増、施設介護サービス費は31億2,401万円の前年比1.4%の減となっております。計画値に対して訪問系サービスは下回り、通所系サービスは上回っております。また、施設サービスは下回り、居宅介護サービスは上回っております。

なお、平成28年度4月から6月までの保険給付費は25億1,306万円と、前年同期に比べ、ほぼ横ばいの状況となっております。

一方、要支援者の方を対象に、平成29年度から移行いたします新しい介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、現在、あわら市、坂井市の健康長寿課とともに、地域包括支援センターや事業所にも加わっていただきながらワーキングを進めており、より利用のしやすい基準を検討しております。広域連合といたしましても、こうした地域支援事業にも適切にかかわりながら、引き続き坂井地区の地域包括ケアシステムの構築を進めていきたいと考えておりますので、議員をはじめ関係者のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇開議の宣告◇

○議長（北島 登） 本日の出席議員数は17名であります。杉田剛君は欠席の届け出が出ております。会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◇諸般の報告◇

○議長（北島 登） 諸般の報告を議会事務局参事より行います。

議会事務局参事、熊谷晃君。

○議会事務局参事（熊谷 晃） 諸般の報告をいたします。

本定例会の付議事件は、連合長提出議案10件であります。

本定例会の説明出席者は、連合長以下5名であります。

以上でございます。

◇議席の一部変更について◇

○議長（北島 登） 日程第1、議席の一部変更についてを議題とします。

このたび、坂井市議会の組織変えに伴い、3名の議員がかわられました。会議規則第4条第1項の規定により、議長において議席の一部を変更いたします。変更した議席はお手元に配付のとおりでございます。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（北島 登） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番、川畑孝治君、14番、永井純一君の両名を指名します。

◇会期の決定◇

○議長（北島 登） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇副議長の選挙◇

○議長（北島 登） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に吉田太一君を指名します。

お諮りします。

ただいま副議長に指名しました吉田太一君を、副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました吉田太一君が副議長に当選されました。

副議長に当選された吉田太一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選されました吉田太一君からご挨拶がございます。

10番、吉田太一君。

○副議長（吉田太一） このたび副議長に選任をいただきました、あわら市議会の吉田太一でございます。

微力ではございますが、議長を補佐し、円滑で公正な議会運営に努め、坂井地区連合議会のさらなる発展に全力で取り組んでまいりたい決意でございます。皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、就任のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北島 登） ここで暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

○副議長（吉田太一） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長、北島登君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を追加日程第1として議題にすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

◇議長辞職の件◇

○副議長（吉田太一） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、北島登君の退場を求めます。

〔北島登議員 退場〕

○副議長（吉田太一） 議会事務局参事に辞職願を朗読させます。

議会事務局参事。

○議会事務局参事（熊谷 晃） 朗読いたします。

平成28年7月27日、坂井地区広域連合議会副議長、吉田太一殿。

坂井地区広域連合議会議長、北島登。

辞職願。このたび、一身上の都合により議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（吉田太一） お諮りします。

北島登君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって、北島登君の議長の辞職を許可することに決定しました。

北島登君の入場を認めます。

〔北島登議員 入場〕

○副議長（吉田太一） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を追加日程第2として議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

◇議長の選挙◇

○副議長（吉田太一） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって、副議長が指名することに決定しました。

議長に佐藤寛治君を指名します。

お諮りします。

ただいま副議長が指名しました佐藤寛治君を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました佐藤寛治君が議長に当選されました。

議長に当選された佐藤寛治君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長に当選されました佐藤寛治君からご挨拶がございます。

11番、佐藤寛治君。

○議長（佐藤寛治） 一言、当選人の挨拶をさせていただきます。

今ほどは議員各位の皆様から議長の推薦をいただき、まことにありがとうございます。当広域連合は種々の事業をしておりますけれども、特に主要事業であります介護保険事業につきましては、団塊の世代が75歳を迎える2025年に鑑みて、第6期の介護保険事業計画書を策定しているところでございます。この計画に基づき、種々施策を講じておりますそれらを、理事者側として議会が一体となって進めることによりまして、あわら市、坂井市の市民の方々の福祉向上につながるものと思っております。

私は浅学非才でございますが、まだまだ至らぬ者でございますけれども、議長の重責をひしひしと感じながら、さらに努力をしてみたい所存でございます。それには、ここにおられます議員各位にもますますご尽力賜りますようお願い申し上げ、またこれらの広域連合と、それから坂井市、あわら市がますます発展するよう精いっぱい努力をまいりますので、皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（吉田太一） ここで暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

◇議会運営委員会委員の選任◇

○議長（佐藤寛治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員については、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において毛利純雄君、吉川貞明君、平野時夫君、前川徹君、川端精治君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 異議なしと認め、したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

○議長（佐藤寛治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告を議会事務局参事から申し上げます。

議会事務局参事、熊谷晃君。

○議会事務局参事（熊谷 晃） 休憩中の議会運営委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長に毛利純雄議員、副委員長に吉川貞明議員、以上のとおりであります。

◇議案第11号から議案第20号の一括上程、提案理由の説明◇

○議長（佐藤寛治） 日程第6、提案理由の説明に入ります。

日程第8から日程第17まで議案10件を一括議題といたします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） ただいま上程されました議案第11号、専決処分の承認を求めることについてから議案第20号、坂井地区広域連合監査委員の選任についてまでの10議案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて及び議案第12号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。これらの議案はいずれも、平成26年に行政不服審査法が公布され、改正法がこの4月1日より施行されたことに伴い、坂井地区広域連合個人情報保護条例及び坂井地区広域連合情報公開条例の一部を改正することについて、平成28年3月29日付で専決処分を行ったものであります。主な改正内容につきましては、不服申し立てをすることができる期間を60日から3カ月に延長したこと、異議申し立てを廃止し、不服申し立ての手續を審査請求に一元化したものであります。

次に、議案第13号、専決処分の承認を求めることについて及び議案第14号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。これらの議案はいずれも、厚生労働省令の改正に準じて条例の一部を改正することについて、平成28年3月29日付で専決処分を行ったものであります。主な改正内容は、県指定の通所介護事業所のうち、利用定員18人以下の通所介護事業所が平成28年度以降、広域連合指定の地域密着型通所介護事業所に移行したこと、地域との交流を目的とした運営推進会議の設置に関し、6カ月に1回以上の運営推進会議の開催が義務づけられたことなどであります。

以上、よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第15号、平成28年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,751万7,000円とするものであります。その主なものは、平成27年度一般会計の決算が確定したことに伴い、繰越金から構成市負担金に財源変更するものであります。

次に、議案第16号、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億2,856万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111億5,128万6,000円とするものであります。その主なものは、平成27年度介護保険特別会計の決算が確定したことに伴い、繰越金から構成市負担金に財源更正を行い、また、総務費においては地域介護・福祉空間整備等事業補助金556万2,000円を計上するものであります。

次に、議案第17号、平成28年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ19万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ238万9,000円とするものであります。その主なものは、平成27年度代官山墓地特別会計の決算が確定いたしましたので、前年度繰越金を代官山墓地基金に積み立てるものであります。

なお、各会計予算の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第18号、坂井地区広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。本案は、これまでさかいクリーンセンターのし渣搬出作業を当広域連合職員が実施していましたが、この5月1日より、管理運営会社のアクアペックさかいにその業務を委任することになりましたので、この条例を廃止するものであります。

次に、議案第19号、坂井地区広域連合監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。本案は、坂井市議会の組織変えにより、議員から選任する監査委員が欠員となりましたので、地方自治法第196条第1項の規定により、その後任に広域連合議員の渡辺竜彦氏を選任いたしたいので、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第20号、坂井地区広域連合監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。本案は、識見を有する者のうちから選任されております現監査委員の長谷部泰司氏がこの7月31日で任期満了となるため、地方自治法第196条第1項の規定により、その後任に高橋瑞峰氏を選任いたしたいので、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

以上、議案第11号から議案第20号の提案理由とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、山口徹君。

○事務局長（山口 徹） それでは、私のほうから、議案第15号から議案第17号について、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第15号、平成28年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）について、一般会計補正予算書1ページをごらんください。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,751万7,000円とするものでございます。

4ページをごらんください。事項別明細書の歳入でございます。第1款分担金及び負担金では336万7,000円を減額し、第7款繰越金では351万4,000円を追加するものであります。

5ページをごらんください。歳出では、第5款基金積立金で1台3,000円の49台分に当たります霊柩車購入基金積立金14万7,000円を計上いたしております。

次に、議案第16号、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）に

ついでご説明申し上げます。

予算書1ページをごらんください。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億2,856万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111億5,128万6,000円とするものでございます。

4ページをごらんください。事項別明細書の歳入でございます。第2款分担金及び負担金では、繰越金等から財源更正のため3,286万円を減額し、第4款国庫支出金では地域介護・福祉空間整備推進交付金556万2,000円を、第7款財産収入では基金からの利子11万2,000円を、第10款繰越金では前年度決算確定によりまして1億3,929万1,000円を、諸収入では地域支援事業に係る国庫補助金等の過年度収入1,646万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

5ページの歳出をごらんください。第1款総務費556万2,000円は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進に係る地域介護・福祉空間整備等補助金でございます。第5款基金積立金3,693万5,000円は、介護財政調整基金積立金3,693万1,000円と介護福祉推進基金積立金4,000円でございます。第6款諸支出金8,606万9,000円は、第1号被保険者保険料還付金166万5,000円、平成27年度介護保険給付費確定によります国、県、支払基金への返還金8,437万4,000円等をそれぞれ計上するものであります。

次に、議案第17号、平成28年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書1ページをごらんください。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ19万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ238万9,000円とするものでございます。

4ページをごらんください。繰越金では平成27年度からの繰越金19万9,000円を計上いたしております。

一方、5ページの歳出では、第2款諸支出金として歳入と同額の19万9,000円を代官山墓地基金に積み立てるものでございます。

以上、議案第15号から議案第17号までの概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤寛治） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◇一般質問◇

○議長（佐藤寛治） 日程第7、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に従い、15番、畑野麻美子君の一般質問を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 15番、畑野麻美子です。通告に従いまして一般質問を行います。

介護保険滞納処分についてです。介護保険を滞納し、市町村から差し押さえ処分を受けた高齢

者が1万人を超え、給付制限を受けた人も延べ1万3,265人に達したことが、厚労省の調査でわかりました。高齢者の介護保険料は年金から天引きされますが、年金額が年18万未満の場合は自分で納めます。処分を受けたのは後者、低年金者からの人が大半を占めると見られます。

2014年度に全国1,741市区町村の調査によると、保険給付の減額、旧8割給付を7割に減額は1万747人、利用者が一旦全額負担する償還払いにされた人も2,451人に上りました。実績調査の福井県集約分を見ますと、滞納処分をしていない自治体は9市町で、しているのは8市町です。その中で、差し押さえ決定実人数は、33人の鯖江市に次いで、坂井市は2番目に多く26人となっていますが、あわら市の19人を足しますと、坂井地区では45人に上ります。また、保険給付の減額などの実人数は、福井市の37人に次いで、坂井地区では18人です。あわら市が7人で、坂井市が11人です。

そこで、以上のことからお尋ねします。

1点目、差し押さえの総額と個人別の理由、そして何を差し押さえたのでしょうか。

2点目、個人宅を訪問し、保険料の回収や暮らしぶりや本人の状況を把握していますか。

3点目、生活が困窮しているのであれば、構成市の生活相談窓口を紹介したり、本人が出向かれない状況であれば担当課の職員が出向いていって、改善していく方向を見つけていくべきではないでしょうか。

以上、一般質問とします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、山口徹君。

○事務局長（山口 徹） 畑野議員のご質問にお答えします。

介護保険制度が創設されて16年が経過し、超高齢化社会が進展している中で、坂井地区においても、65歳以上の被保険者が創設当初の約1.3倍に、サービス利用者数は約2.4倍に増加しておりまして、介護保険制度は高齢者の介護にはなくてはならない制度として定着をいたしました。

そのような背景の中で、介護給付費につきましては年々増加いたしまして、平成27年度には約99億1,000万円となり、創設時の44億5,000万円の約2倍になっています。そして、財源の一部を支える65歳以上の方の介護保険料は現在約23億円となりまして、保険料の適正な確保も重要な課題となっております。

そこで、まず1点目のご質問にお答えします。

介護保険料の滞納者は平成28年6月末で879人、滞納金額は約6,500万円となっております。これらの滞納者は、65歳に到達された方が特別徴収に切りかわるまでの普通徴収の期間に多く見られることから、広域連合では平成27年度からの取り組みといたしまして、65歳到達者のみ、納期限を過ぎた者に対して、滞納のお知らせであります催告書から特別催告書までの期間を短縮し、なるべく金額が少ないうちに支払っていただけるように、手続の変更を行っております。その結果、差し押さえは、平成26年度は45件で総額約239万円でしたが、平成27年度には17件、総額で約77万円と、前年度よりも減少いたしております。また、保険料の納入通知書をよりわかりやすいものにして周知したことも、一定の効果のあらわれである

うと考えております。

差し押さえの対象財産につきましては、預金と生命保険となっております。差し押さえ対象財産がない方の滞納処分については、時効を迎えると不納欠損処分となりまして、保険料は遡及して納付することができなくなり、介護保険利用の際、給付負担が3割に増えることとなります。

2点目のご質問にお答えします。

保険料滞納者で広域連合及び構成市担当課の窓口にお問い合わせのあった方には、ご相談の中で滞納理由や可能な納付額等を確認いたしまして、十分に話し合った上、分割納付などを実情に応じた支払方法での納付をお願いしているところでございます。しかし、再三の督促状や催告通知にもかかわらず、連絡や納付がない方につきましては、財産調査など、一定の手続を行った上で差し押さえを執行しております。

滞納の理由はさまざまかと思われませんが、差し押さえ執行後の問い合わせの中では、「納付通知を見ていない」といった内容が多いのが現状でございます。また、議員ご指摘のように、実際の暮らしぶりや状況を把握するための訪問は適当ではないと考えまして、滞納者への個別訪問は行っていないのが実情でございます。

最後、3点目のご質問にお答えいたします。

現在、分割でも保険料納付が困難で、生活が困窮しているような方につきましては、担当課での相談をはじめ、適宜、生活相談や消費者相談センター窓口を紹介するなど、実情に応じた対応に努めているところでございます。また、本人が心身等の都合によりまして窓口に出向かれないような状況の場合には、議員ご指摘のように、構成市との連携を密にした対応も考えていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

当広域連合といたしましては、今後も適正な保険料を確保するため、公正な納付をお願いして、持続可能な介護保険の運営に努めてまいりたいと存じますので、ご理解をいただきますようよろしくをお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 15番、畑野です。

今ほどの答弁で、訪問は適当でないというのがありましたけれども、それはどうしてですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、山口徹君。

○事務局長（山口 徹） 今現在、訪問調査は行っていないということでございます。これにつきましては、考え方は2点あるのかなというふうに思います。滞納などをなくすために、また差し押さえもなるべくなくすために、頻繁に滞納者の方を訪問すると、議員ご指摘のような、生活状況等も把握しながら徴収に当たるといったことも考えられます。

しかし、事務局といたしましては、今ほどもお答えしたように、基本、督促状を出しまして、その後、3度の催告書を出しております。そういった中で何の連絡もない、納付もない、そ

った方について差し押さえをさせていただいているわけですが、これについては、大部分の方が自主的に納付をされているといった中で、公平を損ねる、そういった臨戸徴収というのは、今、広域連合の体制におきましては、私は基本的には行うべきではないのかなと、そんなふうに思っております、今現在は個別訪問は行ってないといった状況でございます。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 15番、畑野です。

滞納処分について、広域連合さんのほうに情報開示をしていただきました。情報開示した書類を今持って見ているんですけども、滞納処分の金額、差し押さえ金額がいろいろ書かれているんですけども、預貯金から滞納、差し押さえた金額は、大体その人のどのくらいの預貯金の中の差し押さえ金額なのか、説明をお願いします。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局次長、萬道浩子君。

○事務局次長（萬道浩子） 大体幾らに対してというものではございませんで、担当の話を聞いたところ、人それぞれ勘案といたしますか、人それぞれの預金の残高で判断しているという答えでございまして、滞納金額に対し預貯金額のほうが少ない、こういう場合はまず差し押さえは行いません。そして、滞納金額のほうが預貯金額より小さい、そして引いた後にライフライン、そういう金額が十分に残る、そういうふうに判断した場合のみ、差し押さえをすることです。そして、大体よく似たような金額、滞納の金額と預金の金額がよく似た状態であるときには、その方が一人暮らしの方である場合には、差し押さえはしません。そして、同居のご家族がいて、その方に十分な収入があるとわかった場合には、同じぐらいの金額であっても差し押さえをしているということでした。よろしいでしょうか。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 具体的な金額は今、説明の中にはなかったんですけども、その人の生活、最低、ライフラインは確保するという答弁でした。

その中で、この中を見ますと、差し押さえ金額が4,960円という大変少ない金額、これは差し押さえてしまわないといけなかったものなのか。もっとその人とコンタクトをとって、払ってもらえるべきものでなかったかなと考えますけど、いかがでしょう。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局次長、萬道浩子君。

○事務局次長（萬道浩子） 今、議員に開示した資料というのは、平成26年度の差し押さえ状況だったかと思われます。その中で4,960円というのは、26年度の介護保険料の第5段階の4,860円に延滞の手数料が100円加わった4,960円という、1回分の保険料ではないかと思われます。おそらくこの方は1回だけしか、普通徴収になっていないということは、滞納として残っていないということは、65歳に到達するまでの普通徴収の1回分ではなかろうかと思われます。おそらくこの方は、その後は年金からの天引きで納めていただいていると判断します。その場合に、何度も督促状や3回の催告書もお出ししているんですけども、全くそれに対するの反応がなかったということで、やむなく差し押さえをさせていただいたということです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 15番、畑野。

このくらいの金額でしたら、催促や督促、再催促をしないで、電話連絡とかそういうもので私は支払ってもらえるのではないかなと思いました。差し押さえというのは言葉もきついですし、されたほうもびっくりしてしまう、そういうことがあるので、やはりその点、その人との関係をとったほうがいいかなというふうに思います。

滞納処分をしていない市町に聞いてみました。例えば敦賀市ですけれども、長寿健康課でやっています。そうしますと、ここでは全員とまではいかないけれども、何人かは訪問をしている。その中で見えてくるのは、やはり生活困窮者だったり、まだ滞納保険料が残っていたなんて知らなかったということなんですね。それで支払ってもらった。だから差し押さえをしているわけではなくて、「訪問をしていてわかることがあります」と言われました。

あと小浜市ですけれども、小浜市は、年末と決算期と、それから年度末の3回にわたって特別徴収チームをつくって、その人の自宅を訪問するということでした。その中には、やはり金銭的に厳しい人がいたりするので、分納をお願いしたりしているということです。こういうふうに、小浜市はすごいなというふうに思いました。

敦賀市にしても小浜市にしても、延滞金は取っていないということでしたが、坂井地区は延滞金はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、山口徹君。

○事務局長（山口 徹） 延滞金につきましては、やはり公平性という観点から、徴収をさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） そういう点でも違いが出てきています。

永平寺も聞いてみました。永平寺は、電話をするとほとんどの人が窓口に来てくれる。直接話をすると言われました。やはり直接話をする、年金を担保に銀行で借入れをしている、だから年金がおりた途端に銀行のほうに取られてしまう、生活費がもう全くないんだということがわかったと言われます。私も1度こういう相談を受けたことがあるんですけど、高齢者の人が年金を担保に銀行で借入れをしたときに、よくわからなくて返済を丸ごと、年金丸ごと返済としてしまうんですね。何回かに分けてすればいいのに丸ごと返済って、わからなくてやってしまったと言っていましたけど、やはりそういうこともあるので、年金をもらっても借金で取られてしまうということがわかったというふうにありました。また、納付書に具体的にわかりやすく、今、滞納しているんですよということを書くことによって効果も上がったというふうに言われました。

あと、私も全部聞いたわけではないんですけど、池田町なんですけども、これは督促を出して、訪問対応をしているということです。池田町の場合は、ほんとうに悪質なものはなくて、65歳になって、その境目で年金を差し引いてくれるのかなと思っていたら違っていたんだとか、そういうことがわかったとか、それと、ほかの税、介護保険料を滞納している人はほかの税金も滞納しているということで、税務課とも相談して、一緒に寄せてもらって、全部の税金をどうしていったらいいかという話し合いをしてきたりするということでした。

福井市は処分をしているんですけれども、それでも督促電話、訪問という形をとっているということでしたので、やはり訪問をして、その人の顔を見てくれることが私は大事ではないかなと思いますので、ぜひ全く顔も見ないで滞納処分をしてしまわないように検討すべきではないかと思いますが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、山口徹君。

○事務局長（山口 徹） 確かに先ほどの4,000円の例も挙げられましたが、そのような個別訪問をしまして、そういった納めていただけるといったようなことも確かにあるのかなというふうに思うわけですが、先ほど回答いたしました、今、現体制の中では個別訪問、個別徴収、そういったものは行っていないし、適当ではないのかなというふうに考えているところでございますが、ただし、今現在の体制を何らか変えまして、そういった個別訪問ということは考えられるのかなと、そんなふうに考えております。例えば構成市のほうにご負担いただければ、人を増やしたりとか、そういったことでの訪問は十分可能なところは出てくるのかな。しかし、一方で費用が出てくるので、公平に納められている方が大方でございますので、果たしてそれがいいのかといったこともございますので、これらについては徴収というんですか、訪問につきましては、どうあるべきかといったことをまた担当課長会議の中でも話題提供して、話し合っていきたいなというところはございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） ぜひとも体制を考えてくださって、ほんとうに見えないところで困っている人がいないような、そんな坂井地区であってほしいなと願いますので、ぜひとも検討して、よい方向にやっていただきたいということを要求しておきます。

それでは、次なんですけど、第1段階で生活保護のところ、坂井市はゼロなんですけど、あわら市で4人の方が滞納をしていらっしゃいます。ということは、ほんとうにお金のない人のところですよ。生活保護といいますと、収入で6万円弱ぐらいしかもらえませんが、そのくらいのところの人が滞納しています。こういう人のところの理由もわからなくて差し押さえてしまうというのはどうかなというふうに思いますけど、ここの理由もわからないんですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局次長、萬道浩子君。

○事務局次長（萬道浩子） 第1段階の方が、26年度のところにはいらっしゃらないと思うんですが。あわら市にも第1、26年度はいらっしゃらないんです。27年度になると1名いらっしゃるんですが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） いただいた資料には、あわら市のほうには第1段階、4と書いてありますけど。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局次長、萬道浩子君。

○事務局次長（萬道浩子） 開示の中に保険料の段階の請求はなかったもので、開示したものに段階は記していなかったかなと思うんですけども。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） ちょっと資料を萬道次長のほうとやりとりできないので、いいです。これは後でまたお聞きしたいと思いますけど、でも、ここで上がっているんですね。それで、特に第4、第5段階が非常に滞納の数が多いんですけども、これはどうしてなのでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局次長、萬道浩子君。

○事務局次長（萬道浩子） 私、議員の資料が、今何を見ていらっしゃるのがわからないん

ですけれども、こちらのほうで今控えとしてまとめた分では、26年度は第2段階が3人、第3段階が2人、4段階が3人、5段階が2人、6段階が9人、7段階が14人、8段階が5人、9段階が5人、そして10段階がお一人という結果になっております。1段階の方もいらっしゃるんです。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） ちょっと違いますけれども、でも第1段階でそういう滞納者がいたときは、やはりほんとうに訪問もしないで差し押さえるべきではないと思います。

そして、最後ですけど、構成市の生活相談窓口との連携をすべきということで、構成市においてもそうですけども、納税に来られた方でも、税金が納められない人はやはり生活困窮だと思えますし、介護保険料を納めていない方は、ほかの税金もきっと納めていない方がいたりと思うので、そここのところはせつかく生活相談窓口ができたのに、生活相談も受け付けないというのは残念だと思うんですよ。だから、そういうところで、どういうところで生活困窮をしているかというのをつかんであげて、生活の立て直しの支援をすべきだと思いますけど、どうですか、構成市と連携をするという件について。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局次長、萬道浩子君。

○事務局次長（萬道浩子） こちらのほうに相談とか電話があった方で、ほんとうに生活が苦しくて払えないんだと実情をお話しさせていただいている方には、そんなに苦しいんだったらお話は理解できるから、構成市のほうの生活相談とか消費者相談のところへ行ったらどうですかということは、適宜ご紹介しております。構成市の方に連絡をとって来ていただくとか、そういうことはしておりません。お願いします。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 生活困窮制度というのもできましたので、ぜひともそここのところを構成市と連絡をとって、困っている部分をしっかり支援する、そういう体制にしていただきたいと思います。生活困窮者支援制度は、ほんとうに困っている人が1人もいないような、1人も残さないような、そういう制度であると私は信じているんですけど、ぜひとも連携をとって、立て直しの支援をしていただきたいというふうに思います。

ほんとうに最後なんですけども、連合長にお願いというか要求なんですけど、国庫負担金の10%引き上げを国のほうにぜひ求めていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 10%やったかどうか、ちょっとはっきり記憶がないんですが、全国の市長会においても、国の負担増についていろいろと要請はしております。これはひとり坂井地区広域連合だけの問題ではなくて、全国的な課題として把握はしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 保険料が上がってしまうのには、やはり国庫負担金が50%、地方を含めた公費負担を75%に増やすことをしっかり連合長も主張をしていただきたいということをお訴えしまして、一般質問を終わります。

○議長（佐藤寛治） 続いて、通告順に従い、14番、永井純一君の一般質問を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 14番、永井純一君。

○14番（永井純一） 皆様、こんにちは。14番、永井でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の前に、先ほど連合長のご挨拶にもありましたけれども、昨日未明、大変痛ましい事件が起きました。ほんとうに怒りを覚えるような事件でございますけれども、亡くなられた方に深くお見舞いを申し上げます。また、今なお負傷されている方がおられますので、一日も早い回復を祈っていききたいというふうに思っております。

また、これもお話ありましたように、坂井区内でもたくさんの施設がございますので、しっかりと安全対策に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また、この事件を起こした人は元施設職員ということでありましたので、今、介護職員を含めて大変な環境の中で仕事をされておられると思いますので、当広域連合としても、しっかりと職員の待遇改善とか、あるいは心身ともにしっかりとケアをしていただくようお願いを申し上げます。

それでは、本題に入らせていただきます。

本日は、地域包括ケアシステム構築に向けてということで、2025年、団塊の世代が後期高齢を迎え、大介護時代が迫っている現在、そのときに備えようと、全国で地域包括ケアシステム構築を目指し、さまざまな努力をしているのは周知のとおりでございます。そのときが徐々に来るのか一気に来るのかわかりませんが、当広域連合においても医療介護連携による在宅介護の推進、多職種連携、さらに介護予防にと努力をされていることは承知をしております。

そこで、現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

1つ目に、広域連合では介護認定者数などの推計に基づいて計画的に進められていると思いますが、施設、在宅などの受け入れ可能数を数字で捉えた観点から、現状をどのように考えている

かをお伺いいたします。

2番目に、今後、さらになすべきことは何かをお伺いいたします。

3番目に、深刻な課題の1つとして介護人材の不足がありますが、当広域内における現状と対策をお伺いいたします。

以上、一般質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 永井議員のご質問にお答えいたします。

その前に、今ほど相模原市の事件のことに触れられました。その中で、被疑者が元職員であったということをおっしゃいました。坂井地区内にも多くの介護施設があつて、そこで働く職員も大変厳しい労働条件の中にいるというご指摘がございました。私も、そこはなるべく仕事がしやすいように改善する努力は、国全体としても考えていただきたいと思いますし、ただ、今回の事件を起こした被疑者の理由が、原因がまだはっきりしていない段階にあつて、以前、被疑者が勤めていたところの労働条件のゆえのようなふうにも受けとめられるようなことは、これは今、一生懸命介護の現場で頑張っている職員たちにも、ちょっとこれはさみしいことになってしまうかなというふうに思いますので、別の問題として、介護従事者の労働条件の改善については、また引き続き私も努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

まず1点目ですが、坂井地区の将来の要介護・要支援認定者数は、第6期計画の推計値では、平成29年度に6,417人、認定率が18.8%となり、平成37年度では7,042人、認定率が20.1%となっています。

また、診療報酬、介護報酬の同時改定、病床数の削減など、医療の軸を入院から在宅へと移す国の動きも加速しており、今後、集中的な治療が必要でない患者や介護が必要な高齢者が、自宅や介護施設に移るケースが増加していくと考えられます。坂井地区においても、病院から施設や在宅へと溢流してくる患者は、平成37年度には1,000人以上になるのではないかと予測もあり、危惧をいたしているところでございます。

医療から介護へと溢流した高齢者の受け皿が在宅医療ということになりますが、在宅医療と介護の連携については、ご承知のとおり、東京大学、福井県との共同研究事業である在宅ケア将来モデル推進事業を通して、他に先駆けた体制づくりを進めてまいりました。

坂井地区では、現在、施設サービスとしての登録定員数は1,579人、うち、要介護3以上が入所可能な特別養護老人施設の定員は698人となっています。また、サービス付高齢者住宅や有料老人ホームは573人となっており、こちらでは居宅としてのサービスを受けることが可能です。

平成30年度からの第7期介護保険事業計画には、厚生労働省の定める医療介護の総合確保指針の改定を踏まえて、医療計画と連動することが求められており、このことが従来と大きく異なる点です。

これらのことから、医療と介護や多職種での連携強化は不可欠であります。そのため、広域連合ではこれまでに構築された体制のさらなる充実が今後の課題であると考え、坂井地区在宅ケ

ア推進連絡協議会を設置し、坂井地区における課題の抽出、対応策の検討に取り組もうとしているところです。

そして、ご質問の2点目にもなりますが、今後は坂井地区の状況を把握し、分析しながら、第7期介護保険事業計画において、施設整備、介護サービスの充実、在宅ケアを支える連携などの総合的体制を構築しなければならないと考えます。

また、当広域連合が昨年実施しました高齢者の住まいのアセスメント調査において、「在宅を続けるための支援で困っていること」という問いに対して、実際は整備されているにもかかわらず、24時間のサービスや訪問診療、通院への付き添いなどが挙げられたことから、在宅ケア体制のさらなる周知をすべきであると考えています。

また、「身の回りのことが自分でできなくなったとき、どこで暮らしたいか」という質問に対し、高齢者の53%が今後とも自宅で暮らしたいと答えている一方、介護施設入所待機者の家族で、「できるだけ自宅に戻って過ごし、最期も自宅で過ごしてほしい」と答えた方は6.5%しかないという結果も出ております。「できるだけ在宅、時々入院」という体制づくりを進めていかなければならない中で、実際には「できるだけ入院、ほぼ施設」を望むという真逆の現象が起こっていることが明らかになりました。家族と本人の意向のギャップにどのように対応していくのかも、これからの大きな課題の1つといえます。

これらのことに対して、今後、広域連合では、市民に対し、介護が必要な状態になっても安心して最期まで住まい続けることができる坂井地区の体制を周知していくとともに、在宅で住まい続けることについて考える機会を持っていただけるように、坂井地区医師会のご協力もいただきながら、積極的に啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

最後の3点目のご質問ですが、介護人材の不足は坂井地区においても深刻と言えます。人材不足から来る現場の疲弊が、提供するサービスの質や量の低下を招くおそれもあるため、介護人材の確保は切実な問題と言えます。実際、事業所の休止や廃止の届け出の主な理由として、人材不足で指定の人員基準を満たさなくなったことなども挙げられております。国や県においても、介護ロボットの導入や、介護保険事業支援計画の中で社会を支える介護人材の確保を掲げるなど、介護職員の負担軽減や就労支援を図りたい意向ではありますが、こうした国や県の施策の充実に期待したいところです。

もう1点、在宅医療を支えるためには、医師不足も深刻な問題と言えます。現在、坂井地区では在宅医療に対応していただいている診療所は26カ所ですが、将来増加していく在宅医療を支えるにはまだまだ不足であり、現在の先生方が診る患者数にも限界があります。こうした医師や看護師の養成や確保も大きな課題であり、多くの医師が訪問医療にかかわっていただけるような仕組みが構築されてほしいと願っております。

広域連合では、介護保険関係者とネットワークさかいやケアマネS A K A Iなどを通じて情報を共有し、現状把握に努めております。また、事業所の運営推進会議や定期的な実地指導を通して、問題があれば適宜、助言・指導を行うとともに、県と連携をとりながら事業所を支援しております。今後も坂井地区医師会をはじめとした多職種の職能団体や構成市とともに、坂井地区の地域包括ケアの充実に努めてまいりたいと存じますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 14番、永井純一君。

○14番（永井純一） 回答ありがとうございます。

質問外、最初の事件のことですけど、別にそのものを結びつけているわけではございません。しっかりと、おそらく使命感とか責任感を持って働いておられると思いますので、その中で特に若い人なんかは職業、携わる大切さとか、命のとうとさというんですか、そういうものをやっぱりしっかりと教育というんか、訓練しながらという意味でございますので、よろしく願いいたします。

地域包括ケアシステム、ほんとうにいろんな意味で、当広域連合は頑張っていると思うんです。きょう質問させていただいた理由というのか、3月のときの伊藤議員と若干似ているかなと思いますけども、きょうも新たに3名の方の広域連合議員が加わりまして、おそらく市民も、おそらくはシステム構築という言葉自体は聞いたことあるかなという人もいらっしゃると思いますが、なかなかイメージ的に受けとめておられる方も、市民、住民も少ないかなと思います。実際はすぐそこに大変な課題というのか、迫っている中で、やっぱり私ら議員も含めて、市民も住民も含めて、どういう今現状であるかというのを理解して、そこで広域連合、頑張っておりますけども、広域としても、また市民、住民としても何ができるかというのをみんなで考えていけたらいいというのが今回の趣旨でございます。そのため明確に、今、当広域としてはそれを目指してここまで進んでいますとか、今後こういうことが必要ですと、そのためにいろんな課題が当然出てきますので、そういったことをもう少し明確にというか、いろんな課題を明確に示していただけるとありがたいかなと。

先ほどご回答の中にも、アンケートでほとんどの方が施設介護を望んでいるという、ある意味、テレビなんかを見ても、子供には迷惑かけたくないという声とかがしょっちゅう聞こえてきて、そういった意味で、施設のほうにという流れが多いのかなというふうには思いますけれども、でも、それでは今やっていけないということなので、在宅ということだというふうに思います。

だから、先ほど24時間訪問看護体制とか、体制はできていると。そのことを知らない人がいるから周知を図っていくというお話もありましたけれども、じゃ、周知されてほんとうに使う、みんなが使おうというふうになって、在宅で頑張っていこうとなった場合に、それが例えば、申しわけない言い方ですけど、今から周知して、半年後でも1年後でもがばっと増えたといったら、それが対応できるのかどうかという問題だと思います。そこをこういうふうに、これだけのニーズがあったら、こういうふうに対応していかなければいけないねという具体策というのか、そういうなのを徐々に示していかなければできないわけですから、そういった具体的な見える形の方策とか施策とかを、本来はちょっとお聞きしたいなという思いがありまして、ほんとうに漠然とした、きっちりやらなければいけないと。そういうことを検討していくとか、市民側も期待してもほんとうにできるんだろうかという部分が、ほんとうに在宅でこんなのがきちっとみんなやっていますよというふうになれば、在宅のほうにもどんどんと、どんどんと言ったらおかしいですけど、流れができてくるんじゃないかなというふうに思っていますので、そこらのことを、問題意識も含めて、もっと市民に周知していくということが大事なかなと。広域がやっていることもっと、やろうとしていることをしっかりと打ち出していくというのが大事なかなと思うので、き

よう、具体的な数字なんかを上げて、こういう現状でこれからこういうふうに見えてきますみたいなことを言うていただけたらありがたいなと思って質問させていただきましたので、その辺のところの見解をもう一度お伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 介護サービスを受けるときになって、やはり必要なのは、それまでの周知について、連合とか構成市からのいろんな情報発信の努力がまだまだ必要なのかなというふうに思います。そして、実際にサービスを受ける段になった場合には、やはりケアプランを立てるときに一番大きなきっかけになるのかなと思います。そのためにも、ケアマネの参考になるためにも、今、住まいのアセスメント調査をやっておりますので、それが1つの大きなきっかけにはなるのかなというふうに思います。

もう1つは、大きく捉えますと、サービスの供給量と負担の関係というのは、ご存じのように、3年間のサイクルで介護保険の事業計画を立てておりまして、その中で構築されたスキームといえますか、これで3年間を行っているわけですので、一応、水準的には全国の中でも、福井県は比較的これは施設としての充足率は高いほうでありまして、なおかつ、その中でも坂井地区はかなり高いほうでなかったかなと思います。そんなこともあって、たしか第5期の事業計画策定するときからそういう問題意識は持っていたと思いますが、特に現在の第6期事業計画に当たっては、在宅ということに非常にシフトしてきたと。これは国の流れからいっても同じことだろうと思いますが、そういう流れにあるわけです。

ただ、先ほどもちょっと答弁いたしました、国が地域の病床数、病院のベッド数を減らすという動きがありまして、これが第6期の事業計画策定時にはなかった前提であります。これが非常にどういう結果になるのか、まだ県からも具体的な数字は示されていないようでありまして、ここのところ、非常に実は危惧をしております。それが明確になった時点といえますか、それに向かって、第7期に向けてどのような計画を立てていくのかというのが、これが非常に大事なことになっていくかなというふうに思います。

そういう事業計画の策定というようなことも市民の皆さんにお知らせしつつ、在宅ということについての理解をより深めていただくような努力は、まだまだこれはしなければいけないなと思っております。先ほど畑野議員のご質問にちょっとありますけど、滞納する中には、「保険料って納めなきゃいけないの」という人も結構いるんですね。まだまだそういう意味では周知が足りないかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 14番、永井純一君。

○14番（永井純一） きょうはもう最後にしますけども、今お話あったように、計画的に進めているということで、当然、統計とか推計とかをとりながらやっているわけで、そんなに違っはこないのかなとは思いますが、在宅へ今回、今回というんか、シフトしていくという

中で、ほんとうに在宅の流れというところでは、きちっと今おっしゃった周知とかいろんな手だてをしながらやっていった場合に、やっぱりある程度急速にそこが増えていく場合もあるわけですよ。おそらく、推計とかいう以上に増えてくる場合もあると思うんです。そうなった場合に、それに対応、進めているんだけど、いや、もうここで対応できませんとかいうことがないようにしてほしいというのが私の一番の願いで、そのために今いろんなことをやっていらっしゃると思いますけども、東京モデルに関して、いわゆる坂井地区発信で、いろいろ国のほうの方向というか施策も取り入れたりとか、変えたりしたと聞いておりますので、ここの坂井地区の流れを、こうやっていったらここはやっぱり坂井地区だけはできない、ここだけではできないねと、やっぱり県とか国とか、当然お願いする部分も出てくると思うんですよ。例えば前回も、今おっしゃった医師不足とかそういったところも、努力はしてもなかなかここだけではうまくいかないところもあると思いますけれども、これ、僕だけの淡い考えで言いますが、例えば国にそういうふうに言って、地域医療や在宅医療の先生をある程度法律でこれだけって配置してもらおうとか、そういうことを要望していくとか、あるいはこの地域、県とか国に要望すること、それとまた、この地域でこうやってできるなという、これも例えばですけど、看護師さんなんか、例えば潜在看護師さんっていらっしゃいますよね。なかなかフルタイムで働くのがきついかという人もいっぱいいらっしゃると思うんです。だからそういう人たちを、例えば地域で、いや、このくらいの時間やったらちょっと働けますよとか、それを、訪問看護というのか、この何時間だけちょっとその地域の人を巡回というのか、見てくださいよという方法も、ある意味考えられてくるのかなというふうに思いますので、そういうきちっと計画を立てて、それに何が足りない、そこをどうやっていくということをもう少し具体的に考えていくというのが大事なかなと。課題はもうわかっているというのか、そこに具体的に解決に踏み込むという手だてというのを、もう少し見えるというのか、みんなで協議しながら、僕らも頑張っているのはよくわかっている。こうやってやっていくというのもよく聞きますし、だけどもある意味、同じ課題というのは何年も続いている部分もありますので、そこを一つ一つやっぱりクリアして対応できるような仕組みというのか、そういうのをみんなでやっぱり構築して、みんなでつくり上げていくというのが大事なかなというふうに思っていますので、やっぱり広域というのはものすごい力を持っていますから、そこを構成市と連携してきちりできないかなというふうに思いますが、最後にいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） おっしゃるとおりだろうと思います。介護保険制度というのは、国の制度の中でやれることというのはやっぱり一定の限界はあろうかと思えます。今ほどもお話ありましたように、医療計画が変わってきて、在宅のほうに、介護のほうに流れてくる人の数が増えてきた場合に、じゃ、地域を守っていただいているお医者さんの数もまだまだ不十分だと、そういうことを介護保険制度の中で何かが対応ができるかという、なかなかこれ難しいと思います。私、個人的には、診療報酬の改定に向かわざるを得ないんじゃないかなと思っているくらいなんですけども、そういうことをやっぱり国の制度としていろんな手だてをしてほしいなというふうに思っております。

あとは、総合支援計画等につきましては、先ほど来申し上げておりますけども、構成市同士でもいろいろと協力しながら、情報交換しながら、いろんなあるべき制度について今検討しておりますので、また議員からもいろいろご示唆をいただければありがたいと思います。

○議長（佐藤寛治） 以上で一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。この時計で4時30分から再開いたします。

（午後4時22分 休憩）

（午後4時29分 再開）

◇議案第11号から議案第20号の質疑、討論、採決◇

○議長（佐藤寛治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 全員起立です。したがって、議案第11号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（佐藤寛治） 日程第9、議案第12号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第12号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（佐藤寛治） 日程第10、議案第13号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第13号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（佐藤寛治） 日程第11、議案第14号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第14号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（佐藤寛治） 日程第12、議案第15号、平成28年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第15号については原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第13、議案第16号、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第16号については原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第14、議案第17号、平成28年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第17号については原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第15、議案第18号、坂井地区広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第18号については原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第16、議案第19号、坂井地区広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、渡辺竜彦君の退席を求めます。

〔渡辺竜彦議員 退場〕

○議長（佐藤寛治） 本案は質疑と討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 異議なしと認め、これより議案第19号を採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第19号については同意することに決定いたしました。

渡辺竜彦君の入場を認めます。

〔渡辺竜彦議員 入場〕

○議長（佐藤寛治） ただいま選任されました渡辺竜彦君からご挨拶がございます。

5番、渡辺竜彦君。

○5番（渡辺竜彦） ただいま、議員各位のご賛同により、坂井地区広域連合の監査委員に選任いただきました坂井市議会の渡辺竜彦です。ごらんのとおり、まだまだ若輩、微力ではありますが、監査委員という大役に就任したからには、誠心誠意、全力を傾け、この職務に取り組んでいく所存です。どうか今後も皆様の変わらぬご支援とご指導、ご鞭撻のほどをよろしく願ひいたしまして、簡単ではありますが就任に当たっての挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長（佐藤寛治） 日程第17、議案第20号、坂井地区広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

本案は質疑と討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 異議なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第20号については同意することに決定いたしました。

○議長（佐藤寛治） 議会運営委員長より、議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を追加日程第3として議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

◇議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件◇

○議長（佐藤寛治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇閉議の宣告◇

○議長（佐藤寛治） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（佐藤寛治） 広域連合長より発言の申し出がありますので、この際、これを許可します。

広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は当議会の定例会、議員各位には大変お忙しい中、またお暑い中ご参集をいただきましてありがとうございました。

また、提案をいたしました議案はいずれも妥当なご決定をいただきましたことを、重ねて御礼を申し上げます。

議案審議あるいは一般質問を通じて議論のありましたことにつきましては、今後の広域連合運営に大いに生かしていきたいと思っておりますので、ご指導、お願いを申し上げます。なお、本日は佐藤寛治議長、そして吉田太一副議長がそれぞれご就任をされました。お祝いを申し上げますとともに、これからのご指導をお願い申し上げる次第でございます。

いよいよ暑さも本格化してまいります。議員各位には、十分健康にはご留意をされましてご活躍をされますようお願い申し上げます。簡単でありますけれども、閉会に当たってのお礼のご挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（佐藤寛治） これをもちまして第54回坂井地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

〔一同起立・礼〕

午後4時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

平成 年 月 日

前議長

議 長

副議長

議 員

議 員